

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1.8.24	R1.9.6	都立高校、義務制の給与、旅費、履歴管理の電算システムの総務事務センターへの移行時期、もしくは独自システムであれば、その設立時期の判る書類。並びに、福利厚生、契約、財務の移行時期の判る書類。				1											第15回都政改革本部会議（平成30年3月28日開催）資料の、「総務事務改革の工程表」P54に記載のとおり、総務事務に係る制度や基幹業務システムは、知事部局と教育委員会では別々に運用されていることから、都庁BPRチームにおける検討はまず知事部局を対象としており、教育委員会においては、2018年度以降各々の内部事務改革を実施していくこととなっている。 上記資料に基づき、戦略政策情報推進本部においては、現在知事部局職員を対象とした総務事務センター設置の検討をしており、開示請求のあった文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	戦略政策情報推進本部 ICT推進部企画課
2	R1.8.24	R1.9.6	都庁BPR検討チームによる総務事務改革における教育委員会の総務事務改革の時期の判る書類	112														請求内容に係る公文書は、「第15回都政改革本部会議（平成30年3月28日開催）資料3-5「総務事務改革の工程表」」であるが、当該公文書は東京都のホームページ上で公開されているため（東京都情報公開条例第18条第2項） 「総務事務改革の工程表」は以下のURLから閲覧が可能 http://www.toseikaikaku.metro.tokyo.jp/kaigi15/05_30nendonotorikumi/05-4_kouteihyou.pdf 当該公文書のP54において、「2018年度以降、各公営企業、教育委員会等においては、中期経営計画等の策定のタイミング等も考慮しつつ、各々の内部事務改革を実施していく」と記載している。	戦略政策情報推進本部 ICT推進部企画課
3	R1.8.30	R1.9.13	保有個人情報の安全管理に関する基準（戦略政策情報推進本部）	6	1														戦略政策情報推進本部 戦略事業部 総務課

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定) 条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>について
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○と表記しています。
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。